

令和3年度

津山市農業委員会

(12月定例会議事録)

令和3年12月3日(金) 14時00分～

津山市役所 本庁舎2階 大会議室

津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(15名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 4. 堀江 政由 | 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 |
| 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 |
| 11. 岡田 成子 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 |
| 16. 植本 幸男 | 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | |

欠席委員(4名)

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 2. 井家上 淑子 | 3. 池田 幸正 | 12. 大塚 毅 | 17. 竹内 隆一 |
|-----------|----------|----------|-----------|

事務局(7名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 高橋 次長 | 亀澤 主任 | 今井 主事 |
| 定兼 主査 | 小椋 主査 | 濃野 主幹 | |

議 事

- 議案第 69号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 70号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 71号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 72号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 73号 非農地証明願承認について
- 議案第 74号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 75号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 76号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 報告第 14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和3年12月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、2番井家上会長代理、3番池田委員、12番大塚委員、17番竹内委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

みなさま、ご苦労様です。今回が今年最後の定例会です。これを持ちまして大きな問題も無く1年終わることが出来ます。ひとえに皆様方のご協力のおかげです。感謝しております。大変ありがとうございます。

コロナは現状落ち着いておりますが、新種が出てきたという話も聞いています。これから年末にかけて寒さも厳しくなりまして、体調管理に気をつけてお過ごし頂き、明るい新年を迎えてもらえればと思います。

それでは先程行われました運営委員会の報告を太田運営員委員長よりお願いいたします。

太 田 委 員

先ほど開催されました第9回運営委員会について、私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願い致します。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。6番尾島委員、7番小島委員、お願いします。

それでは、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第69号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から4件、勝北地区1件、久米地区から1件、合計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、中原の73歳の男性から、同じく中原の76歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請1件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、東京都世田谷区経堂の67歳の男性から、加茂町青柳の73歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、2-2についてですが、東京都世田谷区経堂の67歳の男性から、加茂町宇野の72歳僧侶の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、2-3についてですが、東京都世田谷区経堂の67歳の男性から、加茂町宇野の69歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、2-4についてですが、高野山西の70歳男性から、加茂町小中原の特定非営利活動法人への、食育活動及び園芸療法の推進のための所有権移転です。譲受人の特定非営利活動法人は、雇用される事が困難な方が通所し、就労や生活活動の場を提供すると共に社会的自立の促進を図ることを目的とする就労継続支援B型事業を行う法人です。この特定非営利活動法人の農地法3条に係る許可につきましては、農地法施行令第2条各項における不許可の例外として、教育、医療又は社会福祉事業その他の営利を目的としない法人、いわゆる特定非営利活動法人については、その取得後において当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供す

				ると認められる場合には許可できることとなっております。そのため、審査基準である業務の運営に必要な理由として、施設利用者の健康管理と併せ、野菜等の栽培を行い、食育への興味・関心を高める活動を推進する場として、また、草花や野菜などの園芸植物を通して、心と体の健康回復を図るための園芸療法を推進する場として当該農地を利用していく旨が記載された利用計画書の添付を受けております。
				以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
				加茂地区の説明は以上です。
事務局（勝北）				続きます。勝北地区の説明をいたします。
				4-1についてですが、大阪府堺市の83歳の男性から、坂上の72歳農業の男性への増反による所有権移転です。
				以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
				勝北地区の説明は以上です。
事務局（久米）				続きます。久米地区の説明をいたします。
				5-1についてですが、岡山市北区建部町の90歳の男性から、油木北の36歳公務員の男性への増反による所有権移転です。
				以上、久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
				議案第69号の説明は以上です。
長 森 会 長	森 会 長			はい、ありがとうございます。それでは担当委員から意見をお願いします。
				1番長森です。1-1中原の件ですが、本日、井家上代理がお休みです。私の方から代わって意見を申し上げます。先程の事務局の説明通り、特段問題ないと思っております。お願いします。
山 下 委 員				19番山下です。2-1、2-2、2-3、説明させていただきます。3件とも荒廃農地だったものを復旧しての取得になっております。
				何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
寺 元 委 員				10番寺元です。2-4について説明します。事務局の報告通りで、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
岡 田 委 員				11番岡田です。4-1について説明します。長年、受人が耕作されていた農地を譲り受けるもので問題ないと思います。よろしくお願いします。
太 田 委 員				18番太田です。5-1についてです。渡人の方は4、50年前に転出されて、受人の方が管理されていたようです。問題ないと考えております。
長 森 会 長				はい、ありがとうございます。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。
	*			ありません。
長 森 会 長				ないようでございますので採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
長 森 会 長				はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。続きます。議案第70号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局（津山）				議案の説明にあたり、まず、先月、先々月の4条5条の議案説明では、申請書添付の図面をお配りし、ご審議いただきました。その際、図面の席上配布についてご意見を賜りたいこと、また、運営委員会にてご協議頂くこととしておりました。寄せられた意見を踏まえ、先月及び今月の運営委員会でご協議をいただきましたとこ

			る、議案書と合わせ、地区担当の委員に図面を送付するという、従前から行っているやり方で良いのではという結論に至りました。この議論を受け、図面の席上配布を取止めておりますこと、ご報告いたします。	
			それでは、議案第70号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページは3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。	
			1-1番・福井の畑、19㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地です。転用事業者は、福井にお住まいの28歳会社員の男性です。既存の墓地が山の中腹にあります。地盤が崩れ、墓地の地下の空洞化が進んでいることも判明し、崩壊の恐れもあることから、墓地を移設するため、申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック積みを設け、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。北ノ沓水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。	
			議案第70号の説明は以上です。	
長	森	会	長	はい、ありがとうございます。それでは担当委員から意見をお願いします。
長	森	会	長	1番長森です。先程同様、井家上代理がお休みのため、私の方から代わって意見を申し上げます。只今の事務局の説明通り特に問題ないものと聞いております。よろしくをお願いします。
長	森	会	長	それでは、只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、賛成多数ということで原案通り承認します。
				続きまして議案第71農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。1-4を除いて、事務局、説明をお願いします。
事務局	(津山)			それでは、議案第71号の説明をいたします。
				今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定1件、勝北地区から賃貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定1件の計9件の申請です。議案書のページは、4ページから6ページです。
				1-1番・林田の田、65㎡の所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
				続きまして、1-2番・勝部の田、543㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.0m程度の建売住宅3棟及び全高2.4m程度のカーポート3棟で建ぺい率は34%です。転用事業者は、川崎に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁、コンクリート擁壁と側溝を設け、雨水排水については、既設道路側溝に接続し、生活

雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。津山市勝部水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・草加部の田、367㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は28%です。転用事業者は、東一宮にお住まいの27歳会社員の男性です。現在、アパートにて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え、父から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側に角フリューム、西側、北側にはコンクリート擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近平用土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・横山の田、606㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は二宮にお住まいの35歳自営業の男性です。転用事業者は、横山にある建設業の会社で働いておりましたが、その会社の下請けとして独立することとなり、会社近くの申請地を譲り受け、露天資材置場を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁があり、雨水排水については、擁壁の内周に水路、集水桝を新設し、既存の道路側溝に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河面の田、580㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は河面に本店を置く資本金の額500万円の株式会社で、主な事業はとび工事業です。転用事業者は、とび工事業を営んでおりますが、業務範囲を拡張したことにより、保有車両も増加し、また、従業員も増加しており、既存の敷地では収まらなくなっていることから、会社に隣接する申請地を譲り受け、露天資材置場、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側に擁壁を設け、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・国分寺の畑、498㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は東一宮にお住まいの31歳会社員の男性です。転用事業者は、アパートに住んでおりますが、子どもが生まれ手狭となり、また、親の営農の手伝いや、将来の介護のことを考え、父から申請地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側、西側にブロック壁を設け、雨水排水については、ブロック内周に排水路、沈殿桝を新設し、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない

い旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

事務局（勝北）

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・安井の田、1,318㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は、ミニライスセンターで、施設の概要は、鉄骨平屋建て全高7.9m程度の施設1棟です。転用事業者は、安井に主たる事務所を置く払込済出資総額390万円の農事組合法人です。法人立ち上げ後から現在まで近隣の施設を借りていましたが、作業受託の増加や収穫時期の重複により近隣施設が使用困難になったため、ミニライスセンターを整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側にコンクリート擁壁を設置し、北側と東側は道路よりも低く、雨水排水については、南側に配水管を埋設し、自然浸透と合わせて隣接圃場の西側にある排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。塩手池土地改良区及び勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・油木北の畑、224㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、油木北にお住いの66歳自営業の男性です。今年7月に焼失した自宅を再建するにあたり、既存の宅地は斜面の崩落の危険があることから、宅地隣接の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地の方が高く、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。油木北町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第71号のうち1-4番を除いた説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

ありがとうございます。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。

1区大山です。1-1、1-2について説明します。どちらも許可要件、全て揃っているので問題ないと思います。よろしくお願いします。

小 島 委 員
坂 本 委 員

7番小島です。1-3ですが問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

8番坂本です。1-5ですが、事務局の説明通りで特に問題は無いと思います。よろしくお願いします。

長 森 会 長

1番長森です。1-6ですが、井家上代理より特に問題ないと聞いております。よろしくお願いします。

坂 本 委 員
岡 田 委 員

8番坂本です。これも先程の説明通り問題ないと思います。

11番岡田です。4-1ですけど先程の事務局の説明通りです。とにかく、地区の田んぼを荒らしてはいけないということで頑張られています。よろしく申し上げます。

太 田 委 員

18番太田です。5-2について説明します。事務局の説明通りで、火事に遭い、今は市外にて仮住まいされています。1日も早く地元に戻りたいということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

長 森 会 長

事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。

*	長 森 会 長	ありません。
*	長 森 会 長	ないようでしたら1-4除いて採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
*	長 森 会 長	《 多数、挙手 》
*	長 森 会 長	はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。
*	長 森 会 長	続きまして、1-4について、事務局の説明をお願いします。
*	事務局（津山）	《 小島委員、退室 》
		それでは、議案第71号、1-4番の説明をいたします。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		1-4番・高野本郷の畑、275㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農業用露天資材置場です。転用事業者は、高野山西にお住まいの41歳団体職員の男性です。転用事業者は水稻を中心に農業を営んでおりますが、作業効率を上げるため農機具の大型化を進めており、既存の保管場所では収まらなくなることから、父の従兄弟から申請地を譲り受け転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側、西側には既存の擁壁があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高野山西3区町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
		議案第71号、1-4番の説明は以上です。
*	長 森 会 長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。
*	長 森 会 長	14番高山です。先程言われたとおりですが、この土地には既存の建物がありまして、そのものは倉庫にして周りを資材置き場にするということです。よろしくお願ひします。
*	長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。
*	長 森 会 長	ありません。
*	長 森 会 長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第71号1-4に賛成の方は挙手をお願いします。
*	長 森 会 長	《 多数、挙手 》
*	長 森 会 長	はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。
*	長 森 会 長	《 小島委員、入室 》
*	長 森 会 長	続きまして、議案第72号、農地転用事業計画変更について、事務局説明をお願いします。
*	事務局（勝北）	それでは、議案第72号の説明をいたします。今回、勝北地区から1件の申請です。議案書のページは7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		4-1番・新野東の田、76㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、既存施設の拡張で、施設の概要は露天駐車場です。申請地において、転用事業者は既存施設の拡張で車庫を建設するため、令和3年10月27日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、転用事業を進めておりましたが、車庫の建築確認申請にあたり、当初設計から変更が生じること、その変更による経費の増加が生じることが判明し、車庫建築を断念せざるを得ない状況となったことから、計画を変更し、露天駐車場として整備するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、南側にコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁の内周に排水路を設け、既存排水路と接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農

				業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
				議案第72号の説明は以上です。
長尾	森島	会長	委員長	ありがとうございました。担当委員のご意見をお願いします。
				6番尾島です。取得の時より相談を受けておりました。当初の建屋の見積もりに比べて最終見積もりは2.5倍位に跳ね上がったので「ちょっと、見合わせようか。」という申し出に基づく変更です。よろしくをお願いします。
長	森	会長	委員長	それでは、只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
				ありません。
長	森	会長	委員長	はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》
長	森	会長	委員長	はい、賛成多数という事で原案通り承認します。
				続きまして議案第73号非農地証明願承認について上程いたします。筆頭者、説明をお願いします。
大	山	委員	委員長	1区大山です。1-1について説明します。この畑、面積はかなり大きいのですが急傾斜のために使えるような土地ではないということと、共同墓地の隣接地で崩落があったりするという事で、平成10年前頃より何も植えていないということです。致し方ないと考えています。よろしくをお願いします。
小	島	委員	委員長	7番小島です。1-2、昭和40年頃から父親が知らずに宅地として使用したものです。よろしくをお願いします。
坂	本	委員	委員長	8番坂本です。1-3ですが、これも昭和44年頃から自宅の進入路として使っていたということで、仕方ないと思います。よろしくをお願いします。
山	下	委員	委員長	19番山下です。2-1、これも家の前を資材置き場として使っていたということです。仕方ないと思います。
岡	田	委員	委員長	11番岡田です。4-1、4-2です。どちらも県道ベリで平成3年頃と昭和40年頃に家を建てたときにどちらも田んぼに家がかかっていたということで致し方ないと思います。よろしくをお願いします。
長	森	会長	委員長	はい、ありがとうございました。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、何かご意見ございますか。
				ありません。
長	森	会長	委員長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》
長	森	会長	委員長	賛成多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第74号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明をお願いします。
高	山	委員	委員長	14番高山です。1-1について説明します。現在、市外に住まわっていて、今後、農地として利用するつもりは全くないということと、13日に現地を見たのですが、申請地の上には墓地がありまして、その墓地も墓じまいをされており、やむを得ないと思います。よろしくをお願いします。
山	下	委員	委員長	19番山下です。2-1ですが、ここは竹藪と雑木になっており、どうにもならん状態です。
長	森	会長	委員長	ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございます。本案についてご質問、ご意見はございませんか。
				ありません。
長	森	会長	委員長	ないようでしたら採決に移ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》

長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、議案第75号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務		局	議案第75号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、11ページから18ページです。11ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区14件、加茂地区4件、勝北地区2件、久米地区7件の合計27件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第75号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、議案第76号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）に関する意見について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事	務		局	議案第76号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、19ページから22ページです。19ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区5件、勝北地区2件、久米地区2件の合計9件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第76号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
				《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事	務		局	報告第14号について説明します。議案書のページは23ページです。
				今回は、相続によるものが1件9筆となっております。
				また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。報告第14号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。それでは、議事はここで終わりましたが委員のみなさまから、何かございますか。
				ありません。
長	森	会	長	事務局からもありませんか。
事	務		局	ありません。
長	森	会	長	それでは次回の開催について事務局から説明をお願いします。
事	務		局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、1月の定例委員会ですが、令和4年1月11日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。
				繰り返し申し上げます。

次回、1月の定例委員会ですが、令和4年1月11日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、ご利用いただきたいと思います。

事務局からの連絡は、以上でございます。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
